

明確性の要求を実現するための立法について

—行為程度を立法上規定する形式をめぐって

李 潔

罪刑法定主義の実現は、主として、構成要件の規定のあり方によることになる。構成要件において、明確性とは少なくとも三つの面で現れる。第一に、行為の性質の明確性、第二に、行為の特殊な要求の明確性、第三に、行為の程度¹⁾についての明確性である。このうち、中国刑法の規定として特徴的なものは、行為の程度に対する限定的な規定である。すなわち、刑法中に、「情状嚴重」、「情状劣悪」、「数额較大」のように具体的な内容が確定しない言葉によって行為の程度を限定しようとする文言が見られる。問題は、そのような言葉によって行為の程度を限定することが罪刑法定主義の明確性の要求に適合するかということである。本稿は、この問題についての分析の試みである。

一、行為程度の要求は中国についての由来

犯罪が違法行為であるということについては世界中で異論が無い。しかし違法行為は全てが犯罪だとは言えず、法益を侵害する行為の中で刑罰という厳しい方式によって処理すべき行為だけが犯罪である²⁾。例えば、契約に定めた時期に契約の義務を履行しない行為は違法だとは言えるが、犯罪だとは言えない。刑法の規定として、総則に一般的な行為程度を規定し、さらに各則に個々の犯

1) 行為の程度に対する要求は、普通は行為の社会危害性を表現する文言によって表される。

2) これは立法論の面で見ると結論で、解釈論の面では結論が異なることもあり得る。

罪についての行為程度を規定することは、社会主義国家だけに見られることで、一般的ではないようである³⁾。確かに、ドイツや日本の刑法にはそのような行為の程度に対する規定は存在しない。

さて、なぜ刑法中で行為の程度を規定することの有無が国家によって違うのかという問題を考えると、以下の三つの理由が考えられる。第一に、行為の程度を規定しない国家は、刑法で規定した行為類型に該当すれば全部を犯罪とするのに対し、程度を規定する国家は、逆にそれによって犯罪と非犯罪とを区別するためである。第二に、単なる立法技術のためである。最後に、法律システムの理由ということも考えられる。

行為の程度を規定しない国家から見れば、第一の理由は理解しにくいであろう。従って日本の窃盗罪を例として考えてみよう。日本刑法第235条の規定によれば、他人の財物を窃取した者は窃盗罪とされている。立法の文言による限り、他人の財物を窃取する行為であれば数額の大小を無視して全部を窃盗罪として扱うことになるが、実務はそうではなく、小額の窃取行為については犯罪として扱っていない。例えば、日本では1999年の窃盗の検挙人数は172,147人であるが、そのうち警察が処理したのは32,759人、検察が処理したのは22,380人であり、両方で検挙人数の30%ぐらいを占めている⁴⁾。この部分は窃盗罪と認定されたのであろうか？ まず、無罪推定の原則を前題とする限り、警察と検察との犯罪を認定する権限については疑問がある。さらに、日本の「犯罪白書」によれば、警察が処理するものの大部分は微罪としてであるが⁵⁾、これらの人間を犯罪者と呼ぶことにも疑問もある。もっと明確なものは、日本の判例が、被害額の極めて小さい行為に無罪を言い渡したことであった⁶⁾。理論研究の分野においてもさまざまな理論、例えば可罰的違法性論、実質的構成要件論、社会的相当性論などによって、軽微な行為を非犯罪化することの説明が試みられてきている⁷⁾。とにかく、第一の理由によって日本などの国家の刑法で行為

3) 原ソ連および原東ヨーロッパの国家の刑法にそのような規定がある。

4) 日本「犯罪白書」2000年版、第460、469ページ。

5) 日本「犯罪白書」2000年版、第35ページ。

6) 一厘事件の判決である。前田雅英著「可罰的違法性論の研究」第52ページ以下。

7) 前田雅英著「可罰的違法性論の研究」第457ページ以下。

程度に対する要求が無いことを説明することはできないように思われる。

第二の立法技術のレベルによって「行為程度」に対する要求の有無を説明することも一応可能であるが、国家によって相違があることを説明するのは困難である。実際にほとんど全部の社会主義国家が「行為程度」を要求していることは、単に立法技術のレベルのみによって説明することはできない。

第三の可能性こそが立法の区別を生じさせている原因だと思われる。このことを説明するために、簡単に中国の法律システムを紹介する。中国の法律システムにおいて、憲法は最高の位置にあり、別の法律、即ち個々の部門法は全て憲法に基づいて制定されたものである。個々の部門法は、個々の分野の行為規範を定めると同時に、違法行為に対する処罰を規定している。刑法が部門法の一つであることは明らかであるが、部門法の中でも特別な地位を占めている。何故なら、刑法は他の法に対して、最後の保障である、すなわち、刑法は保障法とも言えるからである。刑法と他の部門法との関係という問題について中国の法律システムの特徴としてあげられるのは、同一の行為類型に対して、軽度の部分は他の部門法の規定によって普通の違法になり、重度の部分は刑法の規定によって犯罪になる、即ち、同一の行為類型について、程度によって普通の違法と犯罪とを区別しているということである。これらの方式は多くの場面で見られるが、特に行政法と刑法との間で顕著である。例えば、窃盗行為、脱税行為に対する規定は以下の通りである。中国刑法第264条の規定によれば、公私の財物を窃盗した場合、数額が大あるいは多数回の窃盗は窃盗罪であり、数額が少なく機会的な窃盗は「治安処罰法」に違反する行政違法の行為でしかない。中国刑法第201条の規定によれば、納税者が偽造、変造、隠匿の手段を用いまたは無断で帳簿および記帳証拠を廃棄し、または帳簿に支出を過大に記入し、収入を過小に記入しもしくは記入せず、または税務機関からの申告通知を受けたにもかかわらず申告を拒否し、あるいは不実の申告を行い、納税せずもしくは納税額を少なくした場合には、脱税額が納税すべき額の百分の十以上でかつ脱税額が一万元以上の場合は脱税罪である。納税者が脱税したにもかかわらず、以上の規定に該当しないときは犯罪ではなく、税法に違反する行為として、行政罰が科される⁸⁾。

以上で紹介したように、中国の法律システムの規定形式のために、中国刑法の中に定められた多くの犯罪が行為程度を要求することには必然性があるはずである。もし刑法の中で行為程度に対する要求が無いとすれば、犯罪と通常の違法とが区別されないという結果がもたらされる。このことこそ、日本式の規定は立法技術の問題だが、中国の規定は立法技術の問題ではなく、法律システムの要求だと見なされる理由である。法律システムに対する評価は複雑な問題であり、本稿の範囲を超える。ここでは、中国刑法の中で行為程度に対して規定する由来は中国の法律システムからの要求であることだけを確定しておきたい。

二、行為程度を設定する形式について

中国刑法は二つの形式で行為程度を設定している。まず総則では、刑法第13条後段が「但し、情状が著しく軽く、危害が大きい場合は、犯罪と見なされない。」という高度に抽象的な形式で、犯罪の成立に程度の要求があることを表明する。次に各則の規定においては、さまざまな形式で行為程度についての要求がおかれているが、文言を基準とすれば、主として以下の類型に分けることができる。

第一に、重大な結果、効果あるいは危険が生じたことを犯罪成立の条件とする類型がある。中国刑法では、全ての過失犯罪と一部の故意犯罪がこの類型に属する。これらの規定は、行為の効果あるいは危険によって犯罪成立の範囲を制限するところに特色がある。この類型の規定は全犯罪の四分の一ぐらいを占めている。

第二に、数額の大きさを犯罪成立の条件とする類型がある。これらの規定は、主として財産犯罪、経済犯罪、職務上の横領と賄賂犯罪に対する規定に見られる。この数額の規定の形式にも多様なものがあるが、例えば、犯罪によって得た数額を重視するものがあり、賄賂犯罪はこの類型に属する。次に被害者の損

8) 税法で規定する行政罰は主として過料である。

失数額に着目するものがあり、財産犯罪がこの類型に属する。また、経営数額⁹⁾を問題とするものもあり、偽造、劣悪商品を生産、販売する罪はこの類型に属する。一般的にはそのような数額は犯罪の効果として考えるべきであるが、数額で示される効果は計算可能という特色があるから、犯罪成立の基準とされた。このような規定を採用する犯罪には約50種類のものがある。

第三に、情状の嚴重あるいは劣悪を犯罪成立の条件とする類型がある。情状は実際の解釈上その内容が極めて広範である。例えば、結果、効果、手段、時間、社会に対する影響、主観的動機、行為者の素行等が情状の内容と考えられるが、法律上の規定としては、情状嚴重、情状劣悪という言葉のみで示されている。この種類の規定には約70ぐらいの犯罪がある。

他方で、具体的かどうかを基準とすれば、列挙式と概括式とに区別することができる。列挙式とは、条文中で程度の具体的な表現を列挙するものである。例えば、中国刑法第133条は、交通運輸管理法規に違反して、重大事故を発生させ、人の重傷、死亡の結果を生じさせた場合あるいは公私的財産に対する重大な損失を生じさせた場合は交通事故罪であるとする。ここでは人の重傷、死亡の結果および公私的財産に対する重大な損失を列挙している。概括式とは、行為程度を表わす言葉の意味が曖昧な性質を含むものを指す。例えば、情状嚴重、情状劣悪という文言は概括式なのである。

以上の列挙式あるいは概括式の規定が置かれている犯罪は、全体の中で三分の二ぐらいを占める。残りの三分の一は、規定上には行為の程度の要求が無い。しかし、真に行為程度の要求が無いものは一部であり、例えば、殺人、強盜、強姦、略取、危害国家安全罪、故意に危険な方法で公共安全を侵害する犯罪などだけが、これに当たる。他の犯罪は実務上行為程度についての要求がなされている。たとえば、汚職の罪には規定上程度の制限が定められていないが、最高人民檢察院が制定した「檢察機關自偵案件の立案基準」によって、程度の制限がおかれている。

9) 違法に經營する時には、全体の營業の額を經營数額という。

三、多様な行為程度の規定形式の利害およびその問題点を克服できるか

1、列挙式の弊害

列挙式は犯罪成立の条件を列挙しており、列挙された条件に該当しない限り、犯罪が成立することはない。列挙式の長所としては少なくとも以下の点がある。即ち、罪刑法定主義の明確性の要求に適い、実務上の運用を容易にし、司法裁量権を制限し、人権保障機能を発揮できるなどの点である。しかし列挙式には少なくとも二つの問題点がある。

(1) 立法の間隙が存在する可能性：列挙式の特徴は明確性であるが、その列挙が不完全な場合には処罰すべき行為が犯罪とならないので、犯罪概念に混乱をもたらす可能性がある。ここで行為程度についての列挙と行為形式の列挙との差に留意しておく必要がある。行為程度の表現には千差万別のものがあり、同じ行為形式が様々な時期、場所、手段によって、多様な対象に対して行われた場合には、行為の危害の程度に大きな差が生じる可能性がある。もし立法上そのような社会危害性に影響がある状況を列挙することが不可能であれば、立法の間隙は避けられず、事実上の不公正が生じる。立法者の能力にも限界があるのである。実際に中国刑法の中でも、そのような事実上の不公正が現に生じている詐欺罪、奪取罪、職務横領罪、恐嚇取財罪¹⁰⁾などは、立法の規定上、「数額較大」のみを犯罪の程度についての要求として、別の要求をしていない。しかし行為者が多数回にわたって行為を実行した場合、その危害性は「数額較大」の一回の行為に比べて小さいとは言えないが、刑法が数額だけを規定して、行為の回数を規定していないために、犯罪が成立しないことになる。窃盗罪でもこのような問題は発生した。立法の規定上、窃盗罪は「数額較大」あるいは「多回窃盗」を犯罪成立の条件としている。そのために、行為者が一回のみ市民の住宅に侵入して「較大」のレベルに達しない額を窃盗すれば、「数額較大」ではないために犯罪は成立しない。これは列挙の間隙であり、犯罪と非犯罪と

10) 暴力を加えずに恐嚇だけを手段として被害者に財物を出させる犯罪である。

のバランスがくずれていると思う。

(2) 将来の行為に対する適応性が乏しい：発展している社会において、刑法を社会に適応させると同時に安定性を守るために、できるだけ将来の行為に対しても適応可能なものとしておく必要がある。特に中国は発展途上にあり、社会が激しく変動している時代であるから、その適応性は一層重要であるが、列挙式がその適応性に乏しいことは言うまでもない。例えば、刑法第168条は、国有企業の公務員が汚職して国有企業の破産、欠損を生じさせたことを犯罪成立の条件とする。この条文は九十年代の中期に発生した状況を踏まえて定められたものであるが、最近になって、同種の行為によって国有の大中型企業に多大の損害を生じさせたが、国有の大中型企業の資産が極めて多いために企業破産、欠損を生じさせたという程度には達しなかったという事件が生じた。その損失が普通の企業に生じていれば企業の破産、欠損を生じさせた程度に達していたであろうが、国有の大中企業で発生したために、この行為は法定の条件に該当せず犯罪は成立しないとされた。もちろん、立法を将来の社会に完全に適応させることは不可能であるが、可能な限り適応性を追求することは刑法の安定性の要求だと思う。

2、概括式規定の弊害

概括式の規定とは、具体的ではない文言によって犯罪の程度に対する要求を表すことである。典型的なものは「情状嚴重」、「情状劣悪」、「効果嚴重」などという言葉である。そのような規定は、中国刑法中において罪名の三分の一を占める。形式上は列挙式であるが、事実上は概括式のものもある。例えば、「数額較大」の文言がおかれた規定などはそれに属する。なぜなら、「数額較大」とは、やはり確定的な内容が無く、解釈を通じて確定的な内容を明確にしなければならないからである。前者を完全な概括式を呼ぶなら、後者を実質上の概括式と呼ぶことができよう。

(1) 完全な概括式の規定には確定的な内容が無いので、全く宣言的なものである。その意味は、この犯罪の成立には危害の程度について一定の要求があるということの説明するだけであり、具体的にどのような要求があるかという

実質的な問題については、なにも説明していない。もちろん、刑法総則が犯罪の成立に対して危害性の程度に対する制限を置いていない場合、各則が個々の犯罪に対して危害性の程度について（たとえ概括的な規定であれ）制限を置くことによって、危害性の程度に対する制限が無い他の犯罪との区別を表すことは理解できる。しかし中国刑法には、総則で犯罪の成立に対して危害性の程度を制限する規定が置かれているので、完全的な概括式の規定は全く意味が無いことになる。

（２）実質上の概括式とは、形式上では列挙式であるが、実質上は列挙式の内容が無い類型である。例えば、各則が個々の犯罪に対して「効果嚴重」、「重大損失」という言葉で具体的な犯罪に対して危害性の程度に対する制限を要求する場合がそれに属する。しかし、「効果嚴重」あるいは「重大損失」とは具体的にどのような内容を意味するのかという問題について、行為者の個人的事情を除いた全ての情状の内容を包括するものと解釈されている。そうだとすれば、実質上の概括式は完全な概括式とほとんど差がないことになる。

概括式の立法規定の形式の問題点を克服する方法があるだろうか。列挙を通じて具体化させることが考えられるが、そうすれば列挙式の弊害が生じることになる。また各則が個々の犯罪に対して危害性の程度に対する制限を規定しないとすれば、各則が具体的な罪に対して危害性の程度について制限的な規定を置こうとする発想じたいを否定することになる。

四、犯罪の成立について危害性の程度を規定する必要性の有無および実現の形式

ここまで、犯罪の危害性の程度を制限する規定には列挙式と概括式とがあるが、いずれにも克服できない弊害があることを見てきた。したがって、この問題を解決するためには角度を変えて、解決のための方式を考えなければならない。即ち、「１」犯罪の成立として程度の要求は本当に不可欠であるか、仮にそうだとすれば、「２」別の方法が可能かという問題である。

1、程度の要求の不可欠性

中国では、法律システムの中で、刑法は最も厳しい法律であり、別の法の実施を保障するための最後の手段たる保障法である。そのために、中国の通説は、犯罪とは重大な社会危害性、違法性があり刑罰によって処罰をすべき行為であるとしている¹¹⁾。重大な社会危害性が犯罪の本質的な特徴であり¹²⁾、この特徴によって犯罪と一般の違法とが区別されている¹³⁾。もちろん、中国には犯罪と一般の違法の間では異なった行為類型が予定されている。たとえば、契約を履行しない行為はどのように重大なものであっても犯罪にならず、逆に殺人行為は普通の違法にはならない。このように行為類型の面で交差的な状態が存在しないものもあるが、刑法に規定されている犯罪行為の多数は、別の法（特に行政法）で規定された行為と交差する関係にあり、これは行為の危害性の程度によって普通の違法から区別されている。このことは、中国の犯罪行為と普通の違法行為との関係にとって特徴的なことであり、中国の刑法上規定された犯罪行為にはどうしても程度の要求が必要であるということの説明である（そうでなければ犯罪と一般の違法とが混乱することになる）。犯罪と普通の違法との間で行為類型が交差することは、刑罰と別の違法の処罰方法（特に行政罰）との間に接続的な関係を確立することになった。たとえば、刑罰としての自由刑の最低限は一ヶ月で、行政罰である拘留の最高限は一ヶ月である。

もちろん、犯罪の成立について程度の要求があることは中国に固有の特徴ではなく、別の国家あるいは地区にもあるかもしれない。たとえば、日本では一厘事件の判決があり、ドイツが刑事政策によって軽微事件を処理し、中国の台湾が軽微事件を処理する方法を捜していること¹⁴⁾などはこの例である。日本などでは、犯罪と一般の違法との間で行為類型に関して交差的な状態が存在しない、あるいは少ないので¹⁵⁾、立法によって行為の程度を規定しなくても犯罪と

11) 高銘宣など「中国刑法学」第66ページ以下。

12) 同上。

13) 同上。

14) 「台湾」林山田：「刑事法論叢」2，第19ページ以下。

15) 筆者は、日本の刑事刑法と行政刑法で規定した部分を検討したことがあるが、犯罪と普通の違法との間で行為類型の面で交差する部分を発見することができなかった。

一般の違法を混同する懸念が乏しいという意味で、中国の状況とは異なる。そのような区別について、中国の学者は、日本式の規定の方法を「立法定性・司法定量式」と呼び、中国の規定方法を「立法定性・定量式」と呼ぶ¹⁶⁾。その区別は法律のシステムの区別によっている。

2、各則で程度を規定することの絶望について

中国では、刑罰の厳しさのために、犯罪行為の社会危害性は必ず一定の程度に達しなければならず、軽微な部分を犯罪として処理することができないことには疑義が無い。しかし、この程度の要求を各則でどのように実現できるかという問題については、本稿の第三部で分析したように、今まで、有効な方法を発見できなかった。列挙式の規定でも概括式の規定でも、罪刑法定主義の明確性の要求に適合しないのである。

この問題については、多くの国が悩まされているが、犯罪行為と一般違法行為との間で交差の関係が無いとした上で司法解決の方法を採って処理することは可能である。例えば日本では、警察機関による微罪の処理、検察機関による起訴猶予の処理がある。そのような方法で軽微な行為を司法の面で処理しているのである。司法解決の長所は、立法上明確な形式を採ることによって罪刑法定主義の明確性の要求に合うことだけでなく、社会の状況によって適当な処理方式を採ることによって、法律の安定性を守ることもできるという点である。しかし、司法解決の方法には以下の疑問がある。即ち、この立法は（形式上はともかく）実質上明確かどうかという問題である。

中国は、この問題について立法解決の方法を採った。もし、立法として、明確で同時に間隙の無い立法であれば、立法解決の方法は司法解決の方法よりもすぐれた方法であろうが、問題はそのような理想的な立法の方法が今日まで見つかっていないということである。

立法解決の方法が絶望的であることは前述した。そうだとすると、中国も日本のような司法解決の方法を取るといっても考えられるが、中国の法律シス

16) 中国の北京大学の教授である儲槐植先生はこの呼び方を提出された。

テムのために、これも困難である。なぜなら、中国の法律システムの下で司法解決の方法を採れば、犯罪と一般の違法とを混同する恐れがあるからである。

五、簡短な結論

以上の分析によって、以下の結論を採りたい。

中国の法律システムの下では、立法で全く行為程度を規定しない方法は、犯罪と普通の違法とを混同する恐れがある。各則で行為程度を規定する方法も列挙式では立法の間隙を生じさせる恐れがある。概括式も形式的な明確性だけで、事実上は明確ではないために、形式的には立法の権威および司法裁量権に対する制限を追求することも可能であるが、現実には不可能であるといわざるを得ない。

筆者の考え方によると、中国の法律システムを前提とすれば、刑法総則で原則的に行為の程度を規定することによって、一般の違法との区別を表し、各則で程度を規定せずに、司法によって程度の具体的な状況を確定する、すなわち立法定性と同時に定量の宣言を規定し、司法で具体的に定量する方式がすぐれていると考える。これは罪刑法定主義の明確性の要求を立法上で実現する方法である。今後は法律システム自体をどのように設定すれば科学性があるかという大きい問題が研究テーマになると考える。

本稿は、2000年度本学交換研究員であった李 潔教授が日本滞在中に書かれた論文である。現在、李教授は、中国の吉林大学法学院教授の職にあるが、吉林大学院生時代に日本に留学し、研鑽を積まれた経験を持ち、日本語の能力はもちろん、日本の法システムについて豊富な知識をもっておられる。また、中国本国において、「犯罪結果論」、「犯罪対象研究」、「犯罪既遂形態研究」など、犯罪論解釈における原理的テーマに取り組んだ著書を出版されている。

さて、近年、中国はいわゆる西側諸国との交流を積極的に行っており、自然科学系だけでなく、法学をはじめとする社会科学分野においても多くの学生が留学し、その

知見を中国社会の発展のために役立てている。その結果、法分野でもかつてのソビエト社会主義の影響を脱しつつあり、西欧化(?)が進みつつある。これは、東欧社会主義諸国の崩壊などにも原因があるが、主として、経済改革に端を発する現象の一つと思われる。

本稿は、「明確性の要求を実現するための立法について」という題名からも明らかのように、罪刑法定主義原則に関連して、犯罪構成要件の規定の形式または記述のあり方の問題を扱っている。

現行の中国刑法典は、罪刑法定主義を明文化し、その上類推解釈も明文で禁止した。特に「行為の程度」に関する構成要件の明確性に焦点を当てた本稿の問題意識は、このような現行刑法を反映して出てきたものと言える。

李教授によれば、行為程度について、形式上、総則において「情状が著しく軽く、危害が大きくない場合は、犯罪と見なされない」という規定があり、各則では、①重大な結果、効果または危険が生じたこと、②数额(例、金額)の大きさ、③情状の如何、などを構成要件要素として記述した犯罪類型があり、そしてこれらの構成要件要素は、列挙的に規定されているものと概括的(例、情状嚴重、情状劣悪、效果嚴重、数额較大)に規定されているものがある。

李教授は、概括的な構成要件要素の不明確さが罪刑法定主義の見地から問題であることは明らかであるが、列挙式についてもその弊害として、法の間隙が生ずること、将来の行為に対する適応が不十分であることを指摘する。これらの弊害を解決するために、李教授は、本稿の最後で、各則で程度を規定せずに、司法によって程度の具体的な状況を確定すべきだとの立法提案をする。

そもそも構成要件の概念は、罪刑法定主義原則の要請から導き出され、そして構築されたのであるが、これは、主に犯罪個別化機能、違法推定機能そして自由保障機能をもつと言われる。とりわけ、構成要件の自由保障機能からすると、構成要件に該当しない行為はたとえ社会的に不都合な行為といえども犯罪ではない。その点、現行中国刑法は、行為程度に関する要件を列挙して規定することで構成要件の明確化を図ったと思われる。これに対して、そこから法の間隙が生じるとの李教授の批判であるが、このようなことは構成要件の明確化を図る以上当然生じることである。確かに、中国社会がめざましく発展している中、現行刑法が社会の動きに十分に適応していないという事態が生じる可能性がある。しかし、罪刑法定主義が国家の刑罰権を抑制する機能をもつことからすると、列挙された要件に該当しない場合は犯罪ではなく、刑法上、自由なのである。社会における経済発展と新たな否定的現象の発生への刑法による対処は、現行法の罪刑法定主義原則の堅持には馴染まないと思われる。

視点を変えると、現在のように中国刑法が要件を明確化する努力をしたという歴史をもったことに照らせば、刑罰法規において程度を規定せずに、司法によって程度の具体的な状況を確定するべきとの李教授の提案は、刑法による社会問題の克服という目的にとられるあまり、罪刑法定主義の「明確性」の要求に反する結果となるのではなかろうか。

近年、中国は「法治国家」原則に基づいて国家運営をすることを宣言しているが、そこでの法治国家とは、法による「国家」活動のコントロールなのか、それとも法による「人民」の活動のコントロールなのであろうか。これは、罪刑法定主義に直結する深刻な問題といって過言ではない。

以上のようなコメントがあったとしても、本稿の意義が失われることは全くない。むしろ、李教授の問題意識は、刑法を社会コントロール手段の一つとして理解しながら、社会問題の克服のため手段として捉えようとする「刑法の機能化」の一つの表れであると言える。

李教授の問題意識はきわめて現代的で、しかも刑法と社会の関係が明確に意識されており、今後とも十分に議論する必要がある。今後の研究の発展を期待したい。

法学部助教授 金 尚均 (キム・サンギョン)